

シン・エナジー株式会社「(仮称) 串間市いちき風力発電事業
環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和6年9月30日
経済産業省
大臣官房
産業保安・安全グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、「(仮称) 串間市いちき風力発電事業環境影響評価方法書」について、シン・エナジー株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、宮崎県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所： 宮崎県串間市市木地区及び日南市南郷町潟上地区
原動力の種類： 風力（陸上）
出力： 最大30,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和6年	3月	4日
住民意見の概要等受理	令和6年	5月	21日
宮崎県知事意見受理	令和6年	8月	20日
経済産業大臣勧告発出	令和6年	9月	30日

問合せ先： 電力安全課 一ノ宮、山崎
電話03-3501-1742（直通）

シン・エナジー株式会社

「(仮称) 串間市いちき風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 近年の局所集中的な降雨の傾向を踏まえた工事時期の選定や道路の施工方法、土砂の処理等を検討し、濁水の影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 対象事業実施区域内には植生自然度の高い場所や水源涵養保安林が存在することから、現地調査により存在する区域を明らかにするとともに、専門家等からの助言を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行うこと。
3. 対象事業実施区域の周辺には本城鳥獣保護区があることから、生物多様性が高い区域が存在することを踏まえ、鳥類の適切な調査、予測及び評価を行うこと。また、希少動植物の生息地を調査し、風力発電機の配置を慎重に検討すること。
4. 生態系の典型性注目種については、生息状況や森林の特性等を踏まえ、適切に選定を行うこと。
5. 主要な眺望点及び景観資源の設定に当たっては、地域住民等にとって重要な場所についても検討し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(宮崎県知事からの意見書の写しを添付)